

【工事特記仕様書】

1. 工事番号：8 文財第 7 号
2. 工 事 名：史跡高取城跡壺坂口登城路（下半分）整備工事
3. 工事場所：奈良県高市郡高取町高取
4. 工事期間：令和 8 年 9 月 4 日～令和 8 年 1 1 月 3 0 日
5. 工事概要：雨水排水設備工 一式
園路広場整備工 一式

第 1 編 共 通 編

第 1 条 共通仕様書

本工事の施工にあたっては、関係法令及び「土木工事共通仕様書（案）（令和 8 年 4 月奈良県県土マネジメント部）」（以下「共通仕様書」という。）によるものとする。また、設計図書の優先順位は、1. 特記仕様書 2. 設計図書 3. 共通仕様書 とする。本特記仕様書に記載のない事項及び細部の仕様については、監督職員と協議するものとする。

第 2 条 設計図書の変更

設計変更等については、契約書及び本特記仕様書の定めによるが、具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約におけるガイドライン（総合版）令和 7 年 4 月 奈良県県土マネジメント部技術管理課」によるものとする。

本工事は、遺跡の整備工事であるという性格上、現場での設計変更が想定されるが、内容の変更、並びに工事の休止、中止等による設計変更を行う場合、変更後請負金額は奈良県の規定によるものとする。なお、現場のおさまりや取合せの関係で、寸法又は工法を多少変え、あるいはこれらによって数量をいくぶん増減する等の軽微な変更は監督員の指示による。

なお、施工途中において正式な書面によらない事項（口頭指示のみの指示・協議等）については原則として設計変更の対象としない。

第 3 条 出来高査定

奈良県の規定による。

第 4 条 特別な材料の工法

各種標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法もしくは監督員の指示工法による。

第 5 条 施工図の提出

工事に先立ち、請負人は施工計画書及び監督員の指示により仮設を含め施工図を必要とするものについては、作成提出したうえで監督員の承認を得ること。

なお、提出書類の書式は奈良県県土マネジメント部の提出書類様式に準じること。

第6条 現場会議

工事関係者相互間の連絡を図るため、下記要領により現場会議を開く。会議の際には作業実施記録、作業予定工程表を作成し、監督員へ提出すること。

- ・開 催 日：必要に応じ随時開催する。
- ・出 席 者：監督員、現場代理人等
- ・議 題：工事進行状況および問題点の検討等

第7条 検査及び立会

各種標準仕様書に記載のある検査及び立会項目については請負人が行い、その結果を監督員に報告すること。但し、下記項目及び監督員が指示する事項は必ず監督員の検査又は立会を受けること。

この仕様書でいう「監督員」とは奈良県地域創造部文化財課職員及びその指定する代理者とする。

＜検査項目＞

- ・各種材料 ・仕上げ検査

＜立会＞

- ・各種工事の中途段階

第8条 工事写真

＜定点撮影＞

各工事箇所において着工前から、工事完了後までの工事(作業)の経過を定点から撮影すること。

＜工程写真＞

各工事についてその要点を撮影すること。

＜共通事項＞

・工事管理写真はデジタルカメラでの撮影とし、黒板有りとし、黒板無しとの2パターンを撮影すること。
なお、写真データについても納品すること。

- ・工種・作業内容等の説明を記入の上、竣工後に監督員に必要部数を提出すること。

第9条 竣工図

請負人は監督員の指示する事項、期日までに竣工図を作成、提出し、監督員の指示承認を受けること。

第10条 工事保証

施工引渡し後1年以内（特に指定のあるもの除く）において、工事不良の為、生じたと認められる損害は請負人の負担において敏速丁寧に復旧すること。

第11条 その他

本工事に必要な諸官公署その他への手続きは、請負者の責任において速やかに行うこと。

現場管理は労働基準法・労働安全衛生規則、その他関係法規に従い遺漏なく行うこと。また、工事現場の労働者等の出入りの監督及び風紀（服装・態度等）・衛生の取締り、ならびに火災、盗難その他の事故防止について十分に注意を払うこと。特に、史跡地内である本工事区域内で

は、火気の使用を禁止する。喫煙は決められた場所でのみ行うこととし、必要に応じて消火器等を用意して防火に努めること。

工事施工にあたり、敷地内及び近隣の諸施設に損傷を与えないよう十分な配慮を払うとともに、工事に対する公害及び苦情等については請負者の責任において解決にあたること。万一損傷を与えた場合は監督員の指示に従って速やかに復旧補償にあたること。

工事完了に際しては、工事区域周辺の後片付けおよび清掃をすること。

第2編 工 事 編

第12条 工事前提

本工事は文化財保存を目的にしたものであるから、請負者は各工事の担当者に対しても十分にその意義を理解させ、誠実かつより良い文化財環境が得られるよう留意して施工を行うこと。また、国史跡の環境整備であることから、現場代理人・主任技術者及び工事に従事する作業員人選にあたっては十分配慮すること。また、当該工事に当り、工事の目的及び遺跡への直接的工事であることを充分理解し、細心の注意を払って作業にあたるように努めること。

第13条 準備工

国指定史跡で行う作業であることから、必要以上に工事範囲を拡大しないこと。

第14条 雨水排水設備工

施工範囲については監督員立会のもとに決定すること。なお、掘削を伴う作業は原則として監督員立会のもと施工すること。作業の日時を事前に監督員に報告し、日時を調整のうゑで決定すること。

使用する材料はあらかじめ見本を提出し、監督員の承認を得ること。

第15条 園路広場整備工

施工範囲については監督員立会のもとに決定し、使用する機材等については着手前に承認を得ること。

顔料の添加量は予めサンプルを提示して、監督員の承認を得ること。

第16条 その他

設計図書及び仕様書等で判断が付かないものは、監督員と協議のうゑで決定すること。